

**公益財団法人新潟県スポーツ協会**  
**令和7年度 第5回理事会議事録（抄本）**

- 1 開催日時 令和8年3月5日（木） 午後2時00分
- 2 開催場所 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター 大研修室
- 3 理事現在数及び定足数 理事現在数24名、定足数13名
- 4 出席者 18名  
(理事：15名)  
木浦正幸、荻荘誠、柄澤宏之、今西博一、栗山靖子、権瓶修也、  
滝沢一博、頓所理加、西原康行、番場真寿美、山田美代子、山本純市、  
渡部和哉、渡邊滋、渡邊優子  
(監事：3名)  
坂田史安、鈴木厚、近田孝之
- 5 議事
  - (1) 報告事項
    - ア 第80回国民スポーツ大会冬季大会の結果について
    - イ 新潟県社会人スポーツ推進協議会について
  - (2) 審議事項
    - 第1号議案 令和8年度事業計画（案）について
    - 第2号議案 令和8年度収支予算（案）について
    - 第3号議案 令和8年度資産の運用計画について
    - 第4号議案 センター事業剰余金の取扱いについて
    - 第5号議案 創立100周年記念事業実施計画改定版（案）について
    - 第6号議案 役・職員旅費規程の一部改正（案）について
    - 第7号議案 加盟団体規程の一部改正（案）について
    - 第8号議案 組織改廃に伴う関係規程等の整備（案）について
    - 第9号議案 定時評議員会について
- 6 会議の概要
  - (1) 議長就任及び定足数の確認  
定款第32条第2項により副会長が議長に就任。

次に、事務局から出席理事の人数の報告を受け、定款第 33 条の定める定数を満たしていることから、会議成立を宣し議事に入った。

## (2) 議事

### ア 報告事項

資料に基づき、ア及びイについて常務理事から説明があったが、いずれも質問等はなかった。

### イ 審議事項

#### ○第 1 号議案、第 2 号議案、第 3 号議案及び第 4 号議案

議長が、第 1 号議案から第 4 号議案は相互に関連があることから一括審議の可否について諮り、了承された。

その後、専務理事から資料に基づき、次のとおり説明があった。

#### 第 1 号議案について

基本方針としては、中期計画 2023－2027 の 4 年目に当たり、さらに多面的・総合的に事業展開して、着実かつ効果的な実施により、各種指標の達成や事業効果の発現を目指します。

令和 8 年度のトピックスの 1 つは、中学校部活動の地域展開における 6 年間の改革実行期間の初年度に当たることから、県教育委員会等関係団体との連携を密にし、国等の動向や市町村の進捗状況等を注視しながら、引き続き、取組の円滑化に向けた支援を行います。

2 つには、にいがた子どものスポーツ応援プロジェクトが着実に実績を挙げており、引き続き、パートナー企業及び関係団体等と連携して、安定的に持続するよう努めます。

3 つには、新潟県健康づくり・スポーツ医科学センターが令和 8 年度から本会も含めた共同企業体による指定管理に移行することから、他の参加企業とも連携して、より一層、魅力ある施設として県民に認識されるよう努めます。

4 つには、これまで同様、加盟団体とともにスポーツ・インテグリティを強化し、クリーンでフェアなスポーツの推進に努めます。

「I 重点施策」では、「第 1 世代等を問わず、スポーツをもっと身近なものにする」について、県民の誰もがスポーツを生涯にわたって楽しむことができるよう、新潟県広域スポーツセンター業務を中心に、市町村スポーツ協会・スポーツ少年団の発展や総合型地域スポーツクラブの育成など、地域におけるスポーツ環境の整備充実について支援します。

このうち、「1 中学校部活動の地域展開の円滑化及び新たな地域スポーツ推進体制の構築に向けた支援」については、地域展開が新たなフェーズに入ることから、これまでの事業をさらに充実させ、多様なスポーツ機会を確保できるよう、体制構築を支援していきます。

「2 子どもの運動遊びや様々なスポーツを楽しむ機会の創出」については、5年目となり着実に実績を挙げているにいがた子どものスポーツ応援プロジェクトについて、創立100周年を記念して、スポーツ体験キャラバンの会場を従前の4会場から6会場に拡大して開催し、さらなる推進・発展を図ります。

「3 総合型地域スポーツクラブの育成及び基盤強化の支援」については、総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の運用や専門家の知見を生かした研修会、経営サポート事業の実施、クラブアドバイザーの配置などを通じ、機能強化や質的向上を支援していきます。

「4 スポーツ少年団の健全育成」については、スポーツを通じて健全な青少年を育成するために、県大会等の各種事業の実施、指導者やリーダーの養成と資質の向上などに取り組んでいきます。

「I 重点施策」の「第2 スポーツと地域活性化の好循環の仕組みをつくる」では、地域活性化に向け、スポーツの力と地域資源を活用した魅力ある地域づくり推進のため、第4期、2年継続の2年次目となる「スポーツと地域活性化の好循環創出事業」に取り組んでいきます。

「I 重点施策」の「第3 トップアスリートの育成を目指し、本県競技力を向上させる」では、「1 オリンピック出場が期待できるトップアスリートの強化活動の支援」について、引き続きオリンピックアスリート夢チャレンジ事業に取り組むとともに、「2 ジュニア選手の強化活動の支援、実績豊富な指導者の配置」では、新潟ジュニア育成事業や育成指導者の配置を通じ、強化活動の充実を図っていきます。

「3 国スポ候補選手の強化活動や強化スタッフの派遣及びトップコーチの招へいの支援」については、男女総合得点1,000点以上の獲得と団体競技の入賞16以上等を目指し、国スポ強化事業や強化スタッフ支援事業、トップコーチ招へい事業等により、各競技団体の活動を支援します。

「4 社会人スポーツの推進、企業等と選手をつなぎ、U・Iターンを含めた県内定着の促進」については、企業・団体の強化活動を支援するほか、新潟県社会人スポーツ推進協議会の運営及びコーディネーターの配置により、優秀な選手・指導者の県内定着を推進します。

「II 公益スポーツ団体としての取組」の「第1 スポーツ・インテグリティを強化する」では、新潟県のスポーツ文化の健全な発展を目指し、安

全で安心なスポーツ環境を整えるため、各種研修会の開催やアンチ・ドーピングの教育・啓発活動に取り組むほか、引き続き、スポーツ団体ガバナンスコード遵守の取組を推進していきます。

「第2 スポーツ推進環境を整備する」では、スポーツに関する人材養成や情報発信、スポーツ安全保険の普及奨励等を通じ、スポーツ推進環境の整備に取り組んでいきます。

「第3 創立100周年記念事業を実施する」では、創立100周年記念事業実施期間として、多彩な主催事業を実施します。

「第4 人員体制及び財政基盤を持続的に強化する」では、職員の確保及び資質・能力の向上と職場の活性化に取り組むほか、賛助会費や寄付金などの自主財源の安定化、適切な資金運用、補助・委託事業の積極的な活用等により、財務の健全性を確保します。

「第5 適切な組織運営その他」では、理事会、評議員会やゴルフ大会、記念講演会・記念式典・記念祝賀会の開催のほか、にいがた子どものスポーツ応援プロジェクトの推進等を通じたSDGsへの貢献などにも取り組みます。

借入れ及び設備投資の予定はありません。

また、公益法人の制度変更により新たに提出が求められた資料については、事業計画をもとに作成されたもので重複するので、説明は省略しますが、新潟県には事前に内容を確認していただいています。

## 第2号議案について

前年度対比ができる資金収支ベースの予算で説明します。

I事業活動収支の部の1事業活動収入(2)特定資産運用収入は15,883千円、1,307千円の増額で、変動金利となる債券において、為替レートの関係で利回りが高くなったことによるものです。

(5)受託金収入の①県受託金収入は12,561千円、169,858千円の減額で、新潟県健康づくり・スポーツ医科学センターが単独での指定管理者でなくなったことによる指定管理料の減や、新潟県教育庁から委託を受け単年度で実施した指導者資格促進事業がなくなったこと等によるものです。なお、同センターの予算は、共同企業体の運営主体となる団体で計上されています。

②日本スポーツ協会受託金収入は5,733千円、2,226千円の減額で、地域スポーツクラブ推進体制基盤強化事業の収入が減ったこと等によるものです。

③スポーツ安全協会受託金収入は0円、4,495千円の減額で、令和7年

度をもって、スポーツ安全協会との業務委託契約が終了することによるものです。

(6) 利用料金収入は0円、21,011千円の減額で、新潟県健康づくり・スポーツ医科学センターの予算が共同企業体の運営主体となる団体で計上されていることに伴うものです。

(7) 補助金収入は220,429千円、1,334千円の増額で、現員現給の反映に伴う人件費が増えたこと等による増額です。

(8) 助成金収入の③スポーツ安全協会助成金収入は2,800千円、2,500千円の増額で、助成申請額が増えたことによるものです。

④新潟県スポーツ振興米山稔財団助成金収入は1,500千円、1,000千円の増額で、同じく助成申請額が増えたことによるものです。

(11) 寄付金収入は3,760千円、1,138千円の減額で、にいがたスポーツ100年募金等の令和7年度の実績と令和8年度の見込みを踏まえたものです。

(13) 協賛金収入は4,765千円、4,695千円の減額で、同様に創立100周年記念事業パートナープログラム等の令和7年度の実績と令和8年度の見込みを踏まえたものです。

次に、「2 事業活動支出」です。

(6) 創立100周年記念事業費支出は17,673千円、6,059千円の増額で、創立100周年記念として多彩な主催事業を予定しているものです。

(7) 公益事業共通経費支出は17,080千円、4,883千円の増額で、令和7年度まで新潟県健康づくり・スポーツ医科学センターの指定管理料やスポーツ安全協会受託金の一部を充当して賄っていた協会職員の人件費等の財源を代わって負担することによるものです。

(8) 管理費支出は22,998千円、7,348千円の増額で、同じく協会職員の人件費等の財源を代わって負担することによるものです。

次に、Ⅱ投資活動収支の部、1投資活動収入ですが、(1)特定資産取崩収入は17,718千円、17,718千円の増額で、各取崩収入のうち、②事業安定化積立資産取崩収入8,000千円は令和8年度の事業活動収支差額で支出超過となることが予想されることから取り崩すものです。

2投資活動支出では、(1)特定資産取得支出は421千円、4,728千円の減額で、①退職給付引当資産取得支出及び③創立100周年記念事業準備引当資産取得支出が減ったことによるものです。

第3号議案について

基本財産26,900千円は定期預金で運用します。

運用財産 557,149 千円のうち、スポーツ振興基金積立資産 461,284 千円は円建外債、地方債などで、また、リスク対策積立預金、退職給付引当資産については定期預金で運用します。

以上の合計 584,049 千円の運用益は 15,977 千円となる見込です。

なお、変動金利となる債券は、円ドル為替 156 円で積算しています。

#### 第 4 号議案について

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センターの指定管理を令和 8 年度から本会も含めた共同企業体で行うこととしていますが、現在、同センターに勤務している職員の大半は、本会の所属から運営主体となる共同企業体の各法人の所属となります。プロパー職員については、転籍により、給料月額が減額し、著しい不利益変更となることが想定されます。

そのため、令和 8 年度から 3 年間に限り、労務管理上における代償措置として現給補償を行うものであり、これは事前に本人の同意を得ています。

その原資として、令和 6 年度末におけるセンターの一般正味財産からプロパー職員の転籍等に係る退職手当割増分などを差し引いた残余额を特定費用準備資金として積み立てることとしますが、令和 7 年度の決算が確定してから、必要に応じて調整することとします。また、積み立てた資金については、各該当年度に取崩収入とすることを予定しています。

以上の説明に対して、意見等はなく、議長が諮ったところ、いずれの議案も満場一致で案のとおり承認された。

#### ○第 5 号議案

資料に基づき、専務理事から次のとおり説明があった。

実施計画改定版の目的ですが、プレ記念事業の実施状況や資金調達の進捗状況などの検討を踏まえて、令和 8 年度に行う記念事業の全体像と実施事業の内容をできるだけ具体化し、本会のみならず、多様な主体による一体的・相乗的な推進を図るために、実施計画を改定するものです。

大項目は 5 つで、基本構造は実施計画と変わりありませんが、項目の位置を変えたり、今年度のプレ記念事業や広報の実施状況、募金の進捗状況などを新たな項目として追加したり、あるいは特出ししたりという構成になっています。

1 実施計画改定版の概要では、記念事業のシンボルとして活用しているロゴマークについて、その作者・コンセプトとともにここに移動したほ

かは変わりありません。

2 事業推進計画については、プレ記念事業の実施状況について記載しています。本会等主催事業としては、横断幕の新調とプレ・ゴルフ大会の実施、記念カレンダーの制作・配布、にいがたスポーツ 100 年募金の開始、と進捗状況、アスリート・トークショー及び令和 8 年新年会の開催、また、加盟団体等主催事業としては、大会等での冠の付与やホームページ等でのバナーの掲載など、多くの団体の皆様からご協力をいただいております。その一例を掲載しています。フォロワー主催事業では、地元ラジオ番組への出演による 100 周年の PR や、にいがたスポーツ 100 年募金への直接的なご支援や広報 PR のご協力をいただいたほか、経済団体等に出向いての説明や、日本経済新聞新潟県版での広告掲載を実施しました。

令和 8 年度におきまして、記念事業の目的と方向性に整合したテーマ展開を図り、これらを有機的に連携させていくこととしています。

まず、リブランディングとして、記念ゴルフ大会、特設ウェブサイトとインスタグラムによる情報発信、にいがたスポーツ 100 年募金の強化、協賛事業としてのパートナープログラムの継続・拡大に向けた取組、そして新聞広告の掲載の検討、次に、スポーツムーブメントとして、スポーツ体験キャラバン拡大版の実施や SOMPO ボールゲームフェスタの開催、記念講演会の講師候補にオファー中であり、また、県の協力で招致した生涯スポーツ・体力づくり全国会議において、本会主催で分科会を併催することとしています。

次に、祝いと感謝として、記念式典・記念祝賀会を開催しますが、祝賀会でのアトラクションや贈答記念品などについて、今後、実行委員会で詰めていきます。

100 年の振り返りと将来展望として、一つは、一般書籍を制作・配布し、一般書店等でも販売します。出版社と協力する形で取り組み、「にいがたのスポーツ 100 年」を広く県内社会に発信することとなります。また、もう一つの取組として、デジタルアーカイブを制作します。

3 広報計画については、コンセプトは変わりなく、これまでロゴマークを活用して広報に取り組んでいるほか、特設ウェブサイトとインスタグラム公式アカウントを開設・運用しています。

今後の取組としては、運用中の特設ウェブサイトを拡張してデジタルアーカイブを制作することとしています。インスタの運用について、100 周年事業ごとの訴求ポイントなどを計画しています。また、地元メディアへも新聞広告や連載企画など働きかけていきます。

次に、資金計画ですが、全体収支予算では、令和 7 年度は 2 百万円余の

黒字繰越見込みで、令和8年度は、各種事業で支出が大きく膨らみますが、今ほどの繰越金やお預かりしている指定寄付金の充当や準備引当資産の取崩しなどでの調達により、黒字予算となっています。また、これまでの資金協賛事業については振り返りを実施中です。さらに、新たにオリジナルグッズの制作を検討中で、今ほどの振り返りと併せて、実行委員会で議論してまいります。また、にいがたスポーツ100年募金については、目標達成状況を踏まえ、今後、フェーズごとに依頼や周知・広報を実施していき、目標達成に向けて取り組みます。

次に、実施体制等についてですが、今年度同様、実行委員会を理事会に引き続き開催することやそこでの議事内容等について、整理しています。

以上の説明の後、次の質疑応答があった。

[理事]

募金の達成見通しはどうか。未達の場合、事業実施への影響はどうか。

[専務理事]

募金の達成見通しですが、今後、法人からの大口募金が見込まれていることと、フェーズごとの情報を添えて再依頼することによって、相当程度の上乗せが可能と考えていますが、目標達成までは微妙かと思えます。また、目標未達の場合ですが、募金以外の原資を用意しておりますので、予定している事業の実施には影響ないと考えています。

以上のほか、意見等はなく、議長が諮ったところ、満場一致で案のとおり承認された。

#### ○第6号議案

資料に基づき、柄澤専務理事から次のとおり説明があった。

役職員の旅費は、従前から県職員の旅費に準ずることとしており、今般、その規程が改正され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正をするものです。

主な改正のポイントは3点になります。

1点目は、宿泊費であり、全国一律10,900円の定額支給でしたが、改正後は宿泊地の都道府県別に上限額を設け、特段の事情がない限り、上限額の範囲内での実費支給となります。

2点目は、宿泊手当であり、宿泊を伴う旅行に必要な諸経費に充てる旅費として、新たに支給するもので、内国旅行で素泊まりの場合、一夜当た

り 2,400 円の支給となります。

3 点目は、「旅行雑費」であり、これまで 100 km以上の県内旅行又は県外旅行の場合に定額支給されていましたが、廃止となります。

なお、宿泊費及び宿泊手当の額につきましては、今後の県職員の旅費に柔軟に対応できるように、内規で別に定めることとします。

以上の説明の後、次の質疑応答があった。

[副会長]

都道府県別に異なる宿泊費であるが、その根拠はなにか。

[専務理事]

本会は県の旅費規程に準拠していますが、県は国の基準に準じているものと承知しています。

以上のほか、意見等はなく、議長が諮ったところ、満場一致で案のとおり承認された。

○第 7 号議案

資料に基づき、専務理事が次のとおり説明し、これに異議なく、満場一致で案のとおり承認された。

規程の改正には、その都度理事会に諮る必要があり、加盟団体の名称変更等にタイムラグが生じていましたが、今回、軽微な修正については、会長専決で行えるように改正するものです。併せて、規程内の名称変更、表記ゆれの修正等を行います。

○第 8 号議案

資料に基づき、専務理事が次のとおり説明し、これに異議なく、満場一致で案のとおり承認された。

ご案内のとおり、令和 7 年度をもって、新潟県健康づくり・スポーツ医学センターの本会単独での指定管理業務が終了することにより、当該センターの職員の大半は、本会の所属から運営主体となる共同企業体の各法人の所属となります。このことを受け、本会で定める組織規程をはじめ 12 の規程について、当該センターに係る部分の所要の改正を行うものです。

○第9号議案

資料に基づき、専務理事が次のとおり説明し、これに異議なく、満場一致で案のとおり承認された。

例年のとおり、定款に基づき、記載の内容で、定時評議員会を招集するものです。

(3) その他

議長が、その他の発言の有無を尋ねたところ、次の質疑応答があった。

[理事]

加盟団体の法人化に向けた助言や支援などに関する情報があればいただきたい。

[競技スポーツ課長]

競技団体の法人化に関する情報としては、多くの中央団体が都道府県団体に働きかけをしていると聞いているが、一方、JSP0からは明確なものはない。また、県内では、資金面などの課題が多いと聞いているが、方向性があれば、手続きなどご相談をいただければ対応していきたいと思えます。

[理事]

この冬季オリンピックで浅田真央さんに憧れて競技を始めたという話を聞いたが、本県でもいろいろなスポーツで、そういうきっかけづくりの場を設けたり、そうした環境づくりをしたりしていただきたいが、どうか。

[専務理事]

100周年事業の一つとして SOMPO ボールゲームフェスタを実施するが、これはトップアスリートを招き、彼らが子ども達に直接指導するイベントです。また、各地域クラブでもこうした取組を実施していますので、支援していきます。

[監事]

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センターのプロパー職員が転籍とのことだが、本会も共同事業体の一員なので、本会への転籍もありうるかと思うが、このプロパー職員とは、本会の職員のことか、あるいは、センターの職員のことか。

[専務理事]

センターには法人格はなく、このプロパー職員は本会の職員です。また、センターには3部門があり、今後、それぞれ別の法人が運営しますが、本会はいずれの部門運営にも直接関与することはない、アドバイザー的な関与に留まります。したがって、引き続きセンターに勤務するプロパー職員は本会からそれぞれ別の法人に転籍することになります。

以上のほか、発言はなく、議事を終了する旨宣言し、議長を退任した。

7 閉会 午後3時26分

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

令和8年3月5日

副会長（議長） 木浦 正幸

副会長 荻荘 誠

監事 坂田 史安

監事 鈴木 厚

監事 近田 孝之